

恣意的に行われる差別糾弾

今回はまず「糾弾」について、解放同盟と全解連等がそれぞれどのように主張しているか紹介します。

その上で大学奨学金問題と県立図書館問題が差別だとして、それを口実に介入され、県教委が糾弾を受ける中で行政が歪められていった事実を 2 回シリーズでお伝えします。昭和 57 年から同 61 年 2 月までの間の様子です。

糾弾はおおよそ次のように行われます。

まず総括書を出させ、差別事件として行政の責任にして認めさせ、次に圧倒的多数で威圧する中で「事件がおこるのは同和行政・同和教育に問題があるからだ」「同和行政がデタラメだからだ」「同和教育を空洞化させてきたからだ」などと追及し、そして「同和行政・同和教育の問題点を明らかにせよ」「何がデタラメか自ら明らかにしろ」などと追い詰め「確認書」をとり、解放同盟の満足のいく回答が得られるまで、行政が屈服するまで行うのです。この糾弾について部会報告は「同和問題の解決にとって著しい阻害要因となる」と指摘しています。部会の全委員、一致した意見です。既に当時、大変な問題と化していたということです。

解放同盟は「糾弾」をどのように言っているのでしょうか。機関紙「解放新聞」から拾ってみましょう。

「差別言動を個人の問題とするのは誤りで、差別行政の反映として闘うべきである」(昭和 60 年 3 月 13 日)

「部落解放運動を活力あるものにする基本的戦術は何であろうか。それは、これまでの運動に携わってきた者の知るように、差別糾弾闘争でありその糾弾の行政版である差別行政糾弾闘争、略して行政闘争である。行政闘争というのは行政交渉という形で展開される」(昭和 59 年 5 月 23 日)

「差別事件は激発・多発の状況にある」「差別事件が起きたら、まずは事件の確認、そしてその事件の総括書を受け取る。そして糾弾とも言い、点検とも言い、学習とも言うが、ともかく相互批判の場を持って、責任の追及を行うというのが、定まったコースである」(同 59 年 7 月 24 日)

「もともと、糾弾闘争というものは、人間が人間を差別するという現実があるから、闘われるも

ので、中国の言葉で表現すれば、『造反有理』というところである。造反をするには、それなりの『理』があるから造反をするのであるということである」(同 59 年 9 月 26 日)

造反有理というのは、人民公社や大躍進政策失敗で責任を負わされた毛沢東が、クーデター「文化大革命」を実行し、劉少奇らを追い落として権力を奪う際にスローガンとして使い、政敵の攻撃や吊し上げを正当化することに利用したものです。我が国では左翼過激派が破壊活動や暴力行為を正当化するのに使いました。糾弾闘争をその造反有理と言い、理由があれば吊し上げや暴力行為も正当化できるという主張は正に独善、全く受け入れることはできません。

さて、今度は全解連・部落問題研究所の見解です。全解連は糾弾を否定して次のように述べています。

『『解同』の『差別糾弾』とは、自分に都合の悪いもの、気に入らないものはすべて差別だとする恣意的な『差別』判断にもとづき、国民の人権や人格を踏みにじり、拘束して『解同』の言い分を受け入れるまで『確認』をおこない、脅迫・恫喝によって一方的に『糾弾』するもので、多数をたのんで屈服させ、つるしあげる集団的犯罪行為であり、法治国家では許されない私的制裁以外の何物でもないものです」(『『解同暴力糾明裁判』勝利の理由』部落問題研究所刊 P23)

差別糾弾についての問題の核心を端的によく表しています。

もう一つ、解放同盟の同和行政をめぐる利権と暴力を暴いた著作「同和利権の真相」からも紹介します。

「記事ではときおり、糾弾会は暴力的ではない、整然と行なわれています、と注記されるが、いかに穏やかな雰囲気、あるいは少人数で実施されたとしても、問題の本質は変わらない。解放同盟による糾弾行動の一番の問題点は、何が差別かを決めるのが解放同盟であるということ、そして被糾弾者が彼らの満足のいく言葉を吐くまで、追及が続けられるということだ。」(同和利権の真相①P322)

「同和地区内のマイナス面はすべて差別の結果で、行政にはこれを解決する責務があると迫って事業を要求する一解放同盟は、数十年前の「行政闘争」の論理をまだ、捨て去っていないのだ。ことさらに「弱者」の立場を強調して、これから先も行政から何とかものと金を引き出す、つまり利権を温存させようとする意図が見え見えなのである」(同 P333)

では、大学奨学金の問題に入りましょう。大学奨学金とは各自治体が行っている同和対策の

個人給付的事業の一つで、費用の3分の2は国からの補助でまかなわれました。実は個人給付事業については既に昭和56年の意見具申(今後における同和関係施策について)で、「経済的理由その他真に必要な場合に限って行うこと」と具申されており、61年の部会報告ははっきりと「原則として廃止し、一般対策の中で対応すべき」と指摘します。「安易な個人給付的施策の適用や一般低所得者対策と均衡を失する施策は同和関係者の自立意欲を阻害する」として、例外を認めるとしても、「自立の促進に役立つことが明白であるもの等真に必要なものに限定し、対象者の資格の厳正な認定を行う」よう、施策の適正化を求めたのです。

文部省(当時)は、大学生対象の同和奨学金制度を、昭和57年10月で給付制(返済義務なし)から貸与制(返済義務がある)に移行しました。同和対策特別措置法施行後13年間にわたる施策の推進によって地域住民の生活状況の改善向上はみるべきものがあり、移行は、いわば現実に対応した合理的判断でした。

しかしこれに解放同盟は反発し、給付制に戻すよう糾弾闘争を行うのです。同和地区と県全体との間の大学進学率の較差は差別の実態だとし、行政責任として取り組ませるといいます。

「差別の実態解消」を錦の御旗にして行政にたかり、金を出させる。これは「何らかの利権を得るために同和問題を口実に行政機関等に不当な圧力をかける」と地対協「部会報告」が問題視するえせ同和行為です。県教委がどのように糾弾されるのか、部会報告が指摘している問題点を重ねて紹介します。

昭和57年7月26日、解放同盟は事前に全支部に通達して参加させた大学奨学生らを含む500名で県教委を次のように追及します。文部省の貸付化方針に従い、解放同盟が要求する「広島県だけで給付予算を組むこと」を受け入れない意向を県教委が示すと、厳しく批判し場内からも不満の声をあげさせます。小森委員長は防衛費の増額を取り上げ、「人殺しの予算はあっても差別をなくしていく人類普遍の原理を達成する金がないというのは断じて同意できない」と追及。「貸与による20年間の返還期間は差別の要因が残る」などの理由をつけ、それを県教委から文部省に抗議することを迫り、確認させます。

2回目、8月13日の交渉は文部省に抗議した内容を説明させることから始まりましたが、県教委の対応に500名参加の解放同盟側から不満の怒声が出されます。結局「全ての施策に優先して大奨学金給付を行う」旨で文部省に対し交渉するという確認書を書かせます。先の機関紙にも書かれているように「交渉」というのは、実は「糾弾」です。

3回目、9月3日の交渉では、給付を単県で措置することは「財政的に困難」との県教委の説明を認めず、「法的根拠を示せ」「文部省を突き上げろ」等、400名の参加者からも不満を出させます。結局、今年度(57年度)奨学金貸与分については何らかの方法で返還免除、つまり実質的に給付になるよう努力することを教育長に確認させます。部会報告で「同和問題の理解を深めることと団体の要求に応ずることとは本質的に別個のもの」と指摘していますが、実際は糾弾で「こわい問題、面倒な問題」にしておいて「差別実態の解消」というもっともらしい理由で「要求に応じるまで糾弾」しているのです。

10月9日、解放同盟500名で行われた交渉でははっきり「大学奨学金は今年度は県行政の責任で給付でいく」と確認がなされます。

なぜこのように追い込まれるのでしょうか？

実は「同対審答申」「特別措置法」を武器として展開する解放同盟の行政闘争に屈服しているからです。「同和問題の解決は『国民的課題』『行政の責務』という文言を根拠に追及されるのです。誰も反対することができません。県教委はこれまでの糾弾闘争を受ける中で既に「差別の実態がある限り同和行政を推進する」との言質をとられており、交渉の際言わされ、確認された上で糾弾が進められるのです。

翌年の昭和58年、1月16日の交渉では、「次年度から貸与制に移行することを前提にした説明だ」と200名の参加者らから厳しい抗議を受け、さらに「部落問題は、焦眉の急を要する課題ではないのか」などと追及をされ、財政を理由に単県給付はできないとする県教委の主張は認められません。文部省に給付制に戻すことを要求するよう追及され、確認させられました。こうして文部省に対して給付制に戻す要求を、県教委がやらされることになるのです。

部会報告では「現実の動きに即した行政を展開することこそ同対審答申を尊重すること」と指摘していますが、答申を絶対視してそこにある文言を武器にした要求がなされ、屈服させられるのです。

2月2日の交渉でも財政当局の理解が得られないという県教委に、貸与化は「同和教育推進と真向から矛盾する」「財政が苦しいという基準は何か」などと参加した500名らを背景にして貸与化にあくまで反対します。

3月16日(150名)と、4月12日(40名)の交渉で「進学率を低下させる」「格差の拡大が促進される」などの理由で追及を受けた県教委は、被差別部落の生徒の進路保障について、学

力保障を含めた総括的な計画「トータルプラン」を提示することになります。

トータルプランとは具体的には小中学校における「わかる授業」「地域進出の充実」「高校進学率の上昇」「中退者をなくす」など総括的に取り組む中で、大学進学率を、昭和 59 年度から 63 年度までの 5 年間で年2%ずつ上昇させ約 14%あった県全体との較差を縮めていくという計画です。

5 月 27 日、600 名で反対闘争に臨んだ解放同盟は、重要な確認をとります。一つは、万一計画通りの格差解消が図られない場合は、その年から大学奨学金の貸与制を給付制に実質上切り替える、つまり「給付にする」というもの。もし計画通りでできなかった場合、県教委が約束を破ったという責任にして給付にできるというもので思う壺です。もう一つは、大学奨学金の返還手続きについて、当面「凍結する」ということを県教委に確約させたのです。

大学進学するか就職するかは生き方にかかわる問題です。確かに大学進学率は県平均と較差がありましたが、貸与になるからといって進路が閉ざされるものではありません。人により人生設計は様々あり、選択があるのであって、すべてを「格差は差別の実態」とするのは無理があります。部会報告は「経済的に豊かであるのに同和関係者だからという理由で特別な給付が受けられるということは新たな差別感」を生み、「自立意欲を阻害する」と指摘しています。

昭和 59 年 8 月 12 日に「トータルプラン」実施を巡る糾弾会が解放同盟側 600 名で行われました。この会は、前年(昭和 58 年)5 月 27 日の確認書にもとづいて行われたもので、確認書で大学進学率が「トータルプラン」で明示した数字を下回った場合は「実質給付する」と約束していました。

会ではトータルプランが達成できなかったこと、進学率の基準年を 1 年ごまかしていたという追及が行われました。約束していた進学率が達成できなかったと岡田課長に謝罪をさせ、実質給付するという確認事項を実施するよう追及します。しかし曖昧な答弁を繰り返すとして場内が騒然となり、「交渉の当事者能力を持ち合わせていない」と答えた中尾教育次長には「ウソ吹くな」と追及が行われます。その後同次長に「実質給付に向け最大限の努力をします」という確認書を提出させましたが、今度はその中の「努力」という文言について「約束したことを努力目標にゴマかすとは何事か」と追い込み、中尾次長と岡田同対課長にそれぞれ「責任を感じ辞意を表明します」との確認書を提出させたのです。

さてこの令和3年9月、北朝鮮がミサイルを相次いで発射しましたが、この北朝鮮に解放同盟

が訪れています。機関紙によると、訪問団7名のうち広島県連から小森委員長と岡田英治執行委員(現在、委員長)が参加しています。一団は昭和 60 年5月 27 日、中国に一泊した後、28 日夕に平壤へ。滞在中、社会主義建設の現状、チュチェ思想について学習すると共に板門店などを参観し、交流と認識を深めています。金日成主席との会談も 40 分にわたり行われ、上杉佐一郎団長が「今後、日朝友好、連帯の闘いをさらに強く押し進めたい」とあいさつしています。

この国はその後相次いで爆破事件を起こしたテロ国家です。(①昭和 58 年 10 月、ビルマのラングーンで北朝鮮工作員 3 人が全斗煥韓国大統領の暗殺を目的に爆弾を仕掛け、死者 21 名、負傷者 47 名を出したラングーン事件) ②昭和 62 年 11 月、偽の日本旅券を所持した特殊工作員、金賢姫、金勝一がバグダッドを離陸した大韓航空機を爆破し、乗客・乗員 115 名全員を殺害した大韓航空機爆破事件)

自国民を恐怖で支配し、核兵器の開発、弾道ミサイルの発射、スパイとして我が国に潜入し多数の同胞を拉致している革命国家。

皇室を否定し「反天皇制」を運動方針の前提としている解放同盟。我が国と国民の安全を脅かす独裁国家と通じ連帯している事実があるのです。

また大学奨学金の糾弾に戻ります。昭和 60 年 7 月 1 日、大学進学率が計画を下回った場合は実質給付するという確認に基づいて糾弾が行われますが、県議会出席のため欠席した教育長について「(男子の本懐発言で)自ら差別事件を起こしている吉岡教育長が欠席することは許されない」と追及。さらに経理部の担当責任者が「トータルプランのことは知りませんでした」と答えたことを問題視し、改めて中尾部長に再確認させ、「県教委のどこに問題があるのか明らかにすること」「確認書の意義について再度徹底をはかること」を要求します。

7月13日に行われた糾弾会は三原養護学校差別事件糾弾会に引き続いて行われましたが、藤井課長が実質給付について説明をしている最中、参加者から木山議長問題が持ち出されます。「それはそれとして」と口ごもる課長を 150 名参加した支部同盟員らが「部落民として誇りを傷つける差別文書を容認して、奨学金制度を受け入れる考えはない」などと追及し「木山要請文は差別です」とこの会で認めさせます。給付の要求はこの後も強硬に続けられます。